

静岡市創生・SDG s 推進会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、人口の減少及び国が政策として掲げる地方創生に対する基本的な戦略方針として策定した静岡市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）の見直し、静岡市総合戦略（以下「総合戦略」という。）及びSDG s（持続可能な開発目標）の推進に当たり、専門的見地からの意見又は提言を求め、及び総合戦略に基づく施策等の効果を検証するため、静岡市創生・SDG s 推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略及びSDG s の推進に係る意見又は提言に関すること。
- (2) 総合戦略及びSDG s に基づく施策等の効果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人口ビジョン及び総合戦略の見直し並びに総合戦略に基づく施策等の効果の検証に関し、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員22人以内をもって構成する。

- 2 委員は、地方行政に関し、優れた識見又は専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 推進会議に座長を1人置く。

- 2 座長は委員のうちから市長が指名する。
- 3 座長は、推進会議の議長となる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 推進会議は、第2条各号に掲げる所掌事項に関して、詳細な調査等を進めるために必要があると認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、企画局企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。